

# 処理業者における電子マニフェスト運用について

**KAYAMA 加山興業株式会社** 事務主任 **太田 三恵子**

*OOTA Mieko*

## ■企業プロフィール

当社は1951年創業以来、廃棄物処理業者として愛知県を拠点に岐阜県、静岡県、三重県にまたがり廃棄物処理に関する業務を行っております。低炭素社会を目指し、自然エネルギーの有効活用で可能な限りリサイクルに努めております。またISO14001・OHSAS18001取得し適正処理への取り組みをしております。

## ■企業概要

**社名**：加山興業株式会社  
**創業**：1951年(昭和26年)11月1日  
**所在地** 本社：愛知県名古屋市熱田区南一番町15番5号  
 営業所：愛知県豊川市南千両二丁目1番地  
**従業員数**：78名(2014年2月末現在)

## 1. 導入経緯

当社は、2006年JWNETに加入し、同時に排出事業者(建設系・医療系)独自のEDI方式を利用したASPシステムにも対応しました。これにより優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定基準、排出事業者への迅速な対応が出来るようになりました。

## 2. 導入前／導入後の推移状況

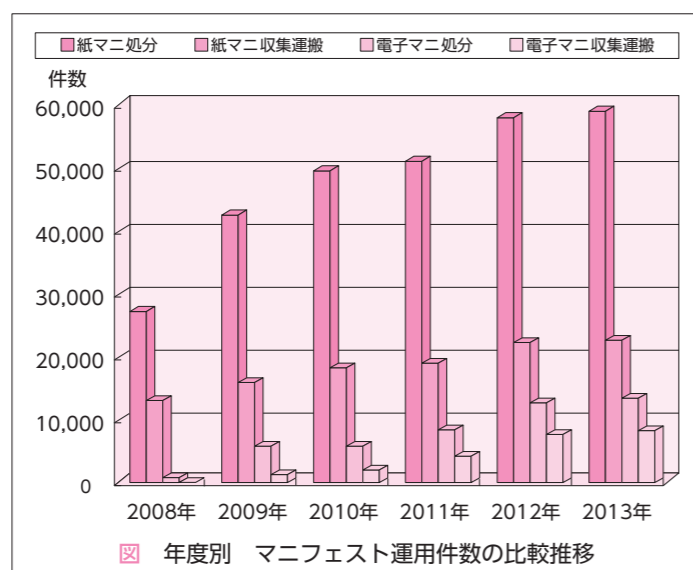
\*導入以前・・・2006年の実績では、排出事業者から交付された紙マニフェストは約28,000件でした。当社では、交付された紙マニフェストに必要な事項を記載後、当社のマニフェスト記載要領に

従い、排出事業者、収集運搬業者へ紙マニフェスト返却業務として、送付状の作成と紛失防止の為に、当社独自のシステムにて返却履歴管理を行った後、郵送していました。このような返却事務作業のみで2名の事務員が日々対応していました。

\*導入以後・・・運用件数比較推移(図参照)

廃棄物搬入量も年々増加しており、2013年36,148トンの廃棄物量に対して、紙マニフェストの件数は58,000件の処理を行っています。

年々排出事業者のJWNET加入も増え、電子マニフェスト登録件数で見ると、2008年収集運搬件数58件・処分件数691件から2013年収集運搬件数8,275件・処分件数13,486件と、電子マ



ニフェストの運用比率は、収集運搬37%・処分23%となっています。

廃棄物種類別 構成比
・当社にて処理可能な廃棄物種類は、15品目あり、2013年電子マニフェスト運用上で廃棄物種類別の登録は①廃プラスチック類28%②感染性廃棄物19%③木くず15%④紙くず13%⑤ガラスくず及び陶磁器くず9%となっています。
排出事業者業種別
・2013年統計で①建設業50%②医療・福祉24%③製造業19%となっています。

## 3. 当社の運用体制

### (1) 加入区分

- ・収集運搬業者の加入・処分業者の加入A料金(処分報告機能+2次登録機能)に加入。
- ・EDI版顧客対応のため、5つのASPシステムに対応。

### (2) 運用状況・管理

- ・搬入時・・・受渡確認票または携帯電話(現場)にて受付しています。
- ・収集運搬終了報告・・・翌日までにJWNETまたはASPシステムより報告。受渡確認票は、処分方法ごとにキャビネットへ一時保管しています。
- ・処分終了報告・・・中間処理確認後、出来る限り翌日までに処分終了報告する。中間処理後、有価物該当分は、同時に最終処分終了報告しています(JWNETまたはASPシステムより報告)。
- ・最終処分終了報告・・・二次マニフェストの最終処分完了後、3日以内にJWNETより報告しています。

### (3) 登録・管理担当

- ・2010年にJWNETがWeb方式になり、サブ番号を利用して複数のパソコンから登録や確認が容易になりました。サブ番号は、事務処理を行なう12名を登録しています。担当ごとに照会、登録、修正、取消等の許可設定を利用して運用管理しています。

・他の業務を兼任していますが、主に3名の事務員が運用に携わり、データの登録漏れ、登録ミスを防ぐよう周知徹底し、運用しています。

## 4. 電子マニフェストのメリット・デメリット

- ・法令順守・・・記載漏れ、記載ミスの防止・伝票の返却処理不要・紛失リスクゼロが計られます。
- ・業務の効率化・・・処理業者としては、紙マニフェストと電子マニフェストの併用になり、大幅な業務の効率化は容易ではありませんが、年々排出事業者のJWNET加入増加に伴い、徐々に事務処理時短傾向になっています。JWNET加入時と比較し、事務処理は軽減しました。
- ・二次マニフェスト導入効果・・・2013年11月より二次マニフェストの電子切替えを進め、80%が電子マニフェスト運用となり、保管業務の事務作業が短縮されました。登録の際は、「パターン登録」を活用してスムーズに登録ができています。日々、通知機能より最終処分完了日の確認ができ、一次と二次マニフェストの関連付け作業が迅速に出来るようになりました。
- ・マニフェストの保管・・・加入時と比較し、保管スペースが1/3になりました。受渡確認票の保管義務はありませんが、念のため当社では1年間保管しています。

## 5. 今後の課題・展開

- ・当社の二次マニフェストの電子マニフェスト運用を2016年に90%を目標として処理業者へ検討して頂くよう周知していきたいと思っております。
- ・操作説明会、廃棄物処理法の知識向上のため社内勉強会を継続的に行い、運搬、中間処理に携わる担当者の電子マニフェストに対する知識を深め、当社の対応能力を向上させていきたいと思っております。
- ・電子マニフェスト普及率：環境省目標の2016年50%拡大に向け、インストラクターとして、3ヶ所の操作説明会に参加させて頂きましたが、排出事業者への啓蒙普及を通じて、今後も同様に積極的に活動していきたいと思っております。